

建物所有者・管理者・調査・検査員の皆様へ

令和7年7月1日からの
国の定期報告制度の見直しを踏まえ

栃木県では従来どおりの報告が
できるように建築基準法施行細則
を改正しました。

栃木県の改正のポイント

- ①換気設備等（換気設備、排煙設備、可動式防煙壁、非常用照明）
建築設備定期報告ではなく建築物定期報告において報告
- ②常時閉鎖式防火戸
防火設備定期報告ではなく、建築物定期報告において報告



詳細は裏面をチェック！▶

栃木県建築基準法施行細則の改正について

①換気設備等(換気設備、排煙設備、可動式防煙壁、非常用の照明装置)

に係る定期報告関係告示の改正概要

※換気設備等について、特定建築設備等での定期報告の提出は不要

【国改正】

特定建築物定期調査	建築設備定期調査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動
物品放置	物品放置

建築設備で報告

【栃木県細則】

特定建築物定期調査	建築設備定期調査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動
物品放置	物品放置

従来どおり建築物で報告
(建築設備での報告は不要)

②防火扉に係る定期報告関係告示の改正概要

※常時閉鎖式防火扉について、防火設備での定期報告の提出は不要

【国改正】

特定建築物 定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期調査	
	(常閉防火扉)	(随時閉防火扉)
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動	作動
		運動機構
物品の放置	物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況	

防火設備で報告

【栃木県細則】

特定建築物 定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期調査	
	(常閉防火扉)	(随時閉防火扉)
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動	作動
		運動機構
物品の放置	物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況	

従来どおり建築物で報告
(常閉防火扉での報告は不要)

改正内容に関する詳細はこちら

国土交通省:建築基準法に基づく定期報告制度について

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html



栃木県:特殊建築物等の定期報告制度

https://www.pref.tochigi.lg.jp/h15/town/jyuutaku/kenchiku/tokusyukenchikubututou_teikihoukoku.html



<問合せ先>

栃木県県土整備部建築指導課 防災耐震担当 TEL:028-623-2865

